

平成26年（行ウ）第34号生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

平成27年（行ウ）22号生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

同年（行ウ）第52号生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

同年（行ウ）第59号生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

5 平成28年（行ウ）第10号生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

同年（行ウ）第27号生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

判決骨子

【判決言渡日】 令和5年3月29日 午後1時10分から

【判決裁判所】 さいたま地方裁判所第4民事部

10 裁判長裁判官 倉澤守春（くらさわ もりはる）、裁判官 日浅さやか（ひ
あさ さやか）、裁判官 小野寺俊樹（おのでら としき。言渡し時の裁判官
丸山智大（まるやま ともひろ））

【当事者】 原告ら（閲覧制限）

被告ら 国、さいたま市ほか

15 【判決の骨子】

1 原告らの請求

(1) 処分行政庁が原告らに対してした保護変更決定のうち、平成25年厚生労働省告示第174号、平成26年厚生労働省告示第136号又は平成27年厚生労働省告示第227号によって金額を減額する部分の取消しを求める請求

20

(2) 被告国に対し、原告らそれぞれに1万円及びこれに対する遅延損害金を支払うことを求める国家賠償請求

2 当裁判所の結論

25

上記1(1)の保護決定の一部の取消し請求については、一部の原告らの訴えを出訴期間の徒過を理由に却下し、その余の原告についてはいずれも認容し、上記1(2)の国家賠償請求は、いずれも棄却した。

3 主な争点

原告らは、いずれも埼玉県内において生活保護を受けている者である。原告らは、1(1)記載の各告示に基づき、受給額を減額する旨の決定を受けたことから、その適法性を争っている。上記各告示は、①生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との間の年齢区分別、世帯人員別等の格差の是正のための生活扶助基準の改定（ゆがみ調整）と、②物価の動向を勘案した生活扶助基準の改定（デフレ調整）の2つを併せて、段階的に実施するものである。したがって、本件の主な争点は、デフレ調整及びゆがみ調整それぞれの違法性の有無となる。

4 理由の骨子

(1) 原告らは、デフレ調整は特に大きな物価下落が見られた時期の物価動向を勘案したものであること、その中では、地上波デジタル対応テレビやパソコン等生活保護受給世帯の需要の小さい品目の影響が大きかったこと、物価下落の算定方式も学説上承認されたものではないことその他の理由を挙げて、デフレ調整が違法である旨主張したが、当時の教養娯楽用耐久財の普及状況や指数計算に関する一般的な知見等に照らすと、原告らが挙げた諸々の理由を考慮しても、デフレ調整を行った厚生労働大臣の判断が、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとすることはできない。

(2) ゆがみ調整は、社会保障審議会の下に設置された生活保護基準部会が平成25年に行った検証の報告を踏まえたものであるが、この検証の過程に不合理な点があったということとはできない。他方、ゆがみ調整は、この検証の結果をそのまま反映するのではなく、その2分の1に限って反映させたものである。このような処理は、上記の検証によって生活扶助基準額が増額されるべき場合の増額幅を半減させるものであり、格差を是正するというゆがみ調整の趣旨と相容れない面があり、この処理を行ったことについて具体的な理由が示されたということもできないから、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとすべきである。

以上